

○「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について

改 正 案	現 行
41 財務諸表等規則ガイドライン72－1の取扱いは、規則第41条に規定する売上高の表示方法について準用する。	<p>41 規則第41条に規定する売上高（当該中間損益計算書に係る中間会計期間における総売上高の金額から売上値引及び戻り高の金額を控除した額をいう。）には、作業くず、手持原材料及び貯蔵品の売却額を含むものとする。ただし、作業くず、手持原材料又は貯蔵品の処分益でその発生が恒常的でないもの又はその額が僅少なものは、営業外収益に属するものとができる。</p> <p>なお、作業くず、残材、廃材等の見積処分額等は、当該中間会計期間の製造費用から控除することができるものとする。また、一定期間に多額又は多量の取引をした得意先に対する売上代金の返戻額等の売上割戻は、売上値引に準じて取り扱うものとする。</p>
75－1 中間財務諸表を国際会計基準第34号「期中財務報告」に準拠して作成している場合には、その旨を記載することに留意する。	75－1 中間財務諸表を国際会計基準第34号「中間財務報告」に準拠して作成している場合には、その旨を記載することに留意する。
75－2 中間財務諸表を指定国際会計基準に定める国際会計基準第34号「期中財務報告」に準拠して作成している場合には、その旨を記載することに留意する。	75－2 中間財務諸表を指定国際会計基準に定める国際会計基準第34号「中間財務報告」に準拠して作成している場合には、その旨を記載することに留意する。